

岩手県告示第337号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第4項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を令和7年5月27日から同年6月27日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。

令和7年5月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 株式会社長内水源工業 岩手県滝沢市鶴飼笹森10番地13
 - (2) 代表者の氏名 長内 信平
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 岩手県花巻市鍋倉字上堰田46番4並びに字下堰田1番4、1番5、2番2、57番13及び58番3
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、廃プラスチック類並びにがれき類
- 5 申請年月日 令和6年12月24日